

令和4年度若者の参加促進事業実施委託 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

令和4年度若者の参加促進事業実施委託

(2) 履行場所

市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 業務概要

ア 業務目的

本市においては、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成を基本理念として、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成31年3月に策定したところである。

市民自治のまちづくりを進める上では、多様な世代・立場の市民による参加が求められており、若者（当事業では市内の高校生や大学生などを中心とした概ね30歳台までの市民を対象とする。以下「若者」という。）を対象とした参加層の掘り起こしにこれまでも取り組んできた。

これらを背景とし、多様な主体の連携による持続可能な暮らしやすい地域の実現に向けて、若者の声を市政に反映していくための取組みの一つとして、若者目線での課題検討と課題解決へ向けた活動を通じて、若者の社会参加・地域参加のすそ野を広げ、主体的な市政参加へのきっかけの提供と、これまでの取組によって醸成された若者の「地域への関心の高まり」と「都市に対する愛着・誇り」を、地域の活性化と持続的な発展に向けた好循環へと繋げることを目的として本事業を実施する。

イ 業務概要

「令和4年度若者の参加促進事業実施委託仕様書」のとおり。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登載済の団体であること（業種コード：99その他業務 種目コード：01催物会場設営及びイベント、運営・企画又は99その他業務）ただし、参加意向申出書提出時において業者登録申請中の場合、プロポーザル評価委員会までに業者登録されていれば、資格を認める。

※業者登録については下記ホームページ（入札情報かわさき）をご参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

- (4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解

事業目的を十分に理解し、仕様書の趣旨に沿った内容であるか。

(2) 企画提案の内容

ア 意欲的であるか（事業に対する意欲が高いか。）

イ 独創性（事業者の特性・特徴を生かした創意・工夫のある提案内容であるか。）

ウ 情報発信力（対象の若者へ届き、興味を喚起する情報発信力・ノウハウがあるか。市内及び近隣自治体の学校や若者に関わる団体等との連携・交流があり、それらを活用した情報拡散が広く見込めるか。）

エ 広報の提案内容（対象とする若者の応募が十分に見込まれるような広報の提案内容となっているか）

オ イベントの内容（若者の関心・興味を惹く内容であるか。イベント内容が具体的に示されているか。単発のイベント実施に留まらず、地域とのつながりの形成や地域の持続的発展に向けた好循環の構築等の事業目的達成に資する内容となっているか。）

カ 実現可能性（取組内容・規模等は適切であるか。）

(3) 知識、能力、実績

若者に関する業務実績や本事業に類似する業務実績並びに知識・ノウハウを有するか。

(4) 事業実施体制

実現可能な計画の提案、事業実施に必要なスタッフの確保ができるか。

(5) 企画内容と見積書の整合性

仕様書の内容が反映されているか。提案内容の見積もりのバランスが取れているか、

※基準点として、全評価委員の評価点の平均が満点の6割に満たない場合、受託予定者として特定しない。基準点以上の得点で評価が同点となった場合は、企画提案評価項目のうち「企画提案の内容」の点数が高い提案者を選定業者とする。

4 参加意向申出書等の配布、提出及び問合わせ先

このプロポーザルに参加を希望するものは、次により参加意向申出書（様式1）を提出しなければなりません。また、参加意向申出書の提出は持参又は郵送とします。郵送の際は、書留郵便等の配達記録が残るものにするなど、対応をお願いします。

(1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町1-1番地2 川崎フロンティアビル7階

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 担当 外山、小西

電話 044-200-2094（直通）、FAX 044-200-3800、電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

参加申出意向書等につきましては、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000136209.html>)

(2) 配布・提出期間

配布・提出期間：令和４年１月１８日（火）から令和４年１月２７日（木）

※郵送は、令和４年１月２７日（木）必着

受付時間：午前９時から午後５時（閉庁日及び正午～午後１時を除く）

(3) その他

参加意向申出書を配布する際、企画提案書作成要領等も併せて配布します。

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

受付期間：令和４年１月１８日（火）から令和４年１月２５日（火）

受付時間：午前９時から午後５時

(2) 質問書の様式

参加申出意向書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールのみとします。電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

令和４年１月２６日（水）までに全社宛てに電子メールにて送付します。

6 参加資格確認結果通知書の交付

４により、参加資格確認申請書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、別途電子メールアドレスを確認します。

※「参加資格なし」との通知を受け取った者は、通知を受け取った日から７日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

○ 交付日

令和４年１月２８日（金）

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

(1) 開札前に２の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) プロポーザル参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

(3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

受付期間：令和４年１月２８日（金）から令和４年２月１０日（木）

受付時間：午前9時から午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。

※郵送は、令和4年2月10日（木）必着

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式自由） 10部

（ア）A4版縦横どちらでも構いません。

（イ）表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

（ウ）散逸しないような形で綴ってください。

イ 見積書（様式自由） 1部

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を抜いた金額がわかるように記載をお願いします。

ウ 団体概要（パンフレット等） 10部

エ 業務実績表（様式2） 10部

オ 担当予定技術者の経歴等（様式3） 10部

9 企画提案会

(1) 企画提案の選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において、対面による企画提案会により実施します。

(2) 企画提案会開催日程

令和4年2月25日（金）※予定

10 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル評価委員会の評価結果及び選定業者候補が市民文化局契約指名選定等委員会にて承認された後、「審査結果通知書」（様式6）により、令和4年3月中旬から下旬頃に提案各者全てに郵送で通知します。また、市ホームページで公表します。

※「非特定」の通知を受け取った者は、通知を受け取った日から7日以内に書面によりその理由の説明を求めることができます。

11 その他

(1) 事業概算額（参考）

2,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

※消費税額及び地方消費税額の算出について、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を消費税額及び地方消費税額とします。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(4) 契約保証金

免除とします。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は下記ホームページ（入札情報かわさき）から閲覧できます。

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(8) 当該落札決定の効果は、令和４年第１回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。

(9) 詳細は、企画提案書作成要領によります。

(10) 関連情報を入手するための窓口は４(１)と同じです。